答 申 第 60 号 平成17年11月16日 (諮問第70号)

答申

1 審査会の結論

鹿児島県知事(以下「実施機関」という。)が不開示とした情報のうち、「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有株数の総数については、開示すべきである。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例(平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。)第5条の規定に基づき、平成16年10月12日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「「○○町再開発ビル(鹿児島市○○町○-○)」に関する大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律第3条第1項及び第5条第1項の規定に基づく届出書類並びにその審議結果の判る文書(起案)」と特定し、平成16年11月9日付け商政第320号で一部を開示する決定(以下「本件処分」という。)を行った。

その後、本件処分を不服として、平成16年11月30日付けで異議申立てがなされたも のである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「開示請求公文書の全部開示を求める」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書及び口頭による意見陳述の中で述べている異議申立ての主たる理由は、「〇〇町商店街協同組合運営の基本的権利、義務を証明するため」というものである。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の件格

「○○町再開発ビル」は、小売業を行う店舗面積が500㎡を超える商業施設として計画され、県に対して建物設置者が大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づく届出を行い、また、「○○町再開発ビル」で小売業を行う各小売業者が法第5条第1項の規定に基づく届出を行ったものである。

本件対象公文書は、「○○町再開発ビル」に関する次の文書である。

- ① 法第3条第1項の規定に基づく届出書類(届出書,添付資料,登記簿謄本,定款,理事会議事録)
- ② 法第5条第1項の規定に基づく届出書類(届出書,添付資料,登記簿謄本,定款,主たる株主の氏名又は名称及び持ち株数)
- ③ 審議結果の判る文書(起案)

(2) 一部開示の理由

本件対象公文書は、いずれも平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、改正前の鹿児島県情報公開条例(昭和63年鹿児島県条例。以下「旧条例」という。)の規定に基づき開示の適否を判断した。

その結果、次のとおり本件対象公文書に旧条例第8条の不開示情報が含まれていたため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

ア 旧条例第8条第2号(個人情報)該当性

本件対象公文書のうち、「法第3条第1項の規定に基づく届出書」に記載のある届出者(個人)の住所及び印影、理事長代行者の氏名並びに理事長に係るメモ(当該組合理事長代行が届出を行うこととなった経緯を示す個人に関する情報)、同届出書「添付資料」に記載のある届出者(個人)の住所及び理事長代行者の氏名、「理事会議事録」に記載のある氏名(理事長を除く。)及び印影、「法第5条第1項の規定に基づく届出書」に添付された「定款」に記載のある社員の氏名、住所、出資口(株)数及び印影並びに同届出書に添付された「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある氏名、住所及び所有株数については、個人に関する情報であって、原則として不開示であり、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、旧条例第8条第2号の不開示情報に該当するものと認められる。

イ 旧条例第8条第3号(事業活動情報)該当性

本件対象公文書のうち、「法第3条第1項の規定に基づく届出書」に記載のある 届出者(法人等)の印影、同届出書「添付資料」に記載のある各小売業者の売上高及 び年間販売額予定、「法第5条第1項の規定に基づく届出書」に記載のある届出者 (法人等)の印影及び年間販売額予定並びに同届出書「添付資料」に記載のある各小売業者の売上高については、当該法人等の内部管理に関する情報であって、開示することにより当該法人等の正当な利益を害するおそれがあると認められること、また、各小売業者の売上高及び年間販売額予定は、小売業の経営を判断する上で必要な情報であり、これを公表することにより、他の事業者との競争上の地位を害すると認められ、旧条例第8条第3号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 旧条例第8条第4号(犯罪捜査等情報)該当性

本件対象公文書のうち、「法第3条第1項の規定に基づく届出書」に記載のある 届出者(個人及び法人等)の印影、「理事会議事録」にある理事の印影、「法第5条 第1項の規定に基づく届出書」に記載のある届出者(法人等)の印影及び同届出書に 添付された「定款」に記載のある社員の印影については、開示することによって悪 用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるこ とから、旧条例第8条第4号の不開示情報に該当するものと認められる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

| 年 月 日 | 審 査 の 経 過 |
|-------------|-------------------------------|
| 平成16年12月20日 | 諮問を受けた。 |
| 平成17年2月24日 | 実施機関から処分理由説明書を受理した。 |
| 3月1日 | 異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。 |
| 7月20日 | 諮問の審議を行った。 |
| 8月19日 | 諮問の審議を行った。(実施機関から本件処分の理由等を聴取) |
| 9月13日 | 諮問の審議を行った。(異議申立人から意見を聴取) |
| 10月19日 | 諮問の審議を行った。 |
| 11月10日 | 諮問の審議を行った。 |

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、上記3の(1)記載のとおりであり、それぞれの不開示部分は 次のとおりである。

- ① 「法第3条第1項の規定に基づく届出書類」
 - (a) 「届出書」に記載のある届出者(個人)の住所及び印影,届出者(法人等)の印 影,理事長代行者の氏名,理事長に係るメモ(当該組合理事長代行が届出を 行うこととなった経緯を示す個人に関する情報)
 - (b) 「添付資料」に記載のある届出者(個人)の住所,理事長代行者の氏名,各小売業者の売上高及び年間販売額予定
 - (c) 「理事会議事録」に記載のある氏名(理事長を除く)及び印影
- ② 「法第5条第1項の規定に基づく届出書類」
 - (a) 「届出書」に記載のある届出者(法人等)の印影, 年間販売額予定
 - (b) 「添付資料」に記載のある各小売業者の売上高
 - (c) 「定款」に記載のある社員の氏名、住所、出資口(株)数、印影
 - (d) 「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある氏名,住所, 所有株数
- ③ 審議結果の判る文書(起案) 不開示部分はなかった。

イ 個人情報について

(7) 旧条例第8条第2号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、 開示しないことができると規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること、また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報については、原則として不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書において、不開示とした①「法第3条第1項の規定に基づく届出書類」のうち、「届出書」に記載のある届出者(個人)の住所及び印影、理事長代行者の氏名並びに理事長に係るメモ(当該組合理事長代行が届出を行うこととなった経緯を示す個人に関する情報)、「添付資料」に記載のある届出者(個人)の住所及び理事長代行者の氏名、「理事会議事録」に記載のある氏名(理事長を除く)及び印影並びに②「法第5条第1項の規定に基づく届出書類」のうち、「定款」に記載のある社員の氏名、住所及び印影並びに「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある氏名及び住所については、特定の個人が識別され、又は識別され得るものであるため、旧条例第8条第2号本文に該当すると認められる。

(イ) 旧条例第8条第2号ただし書該当性

同号ただし書は「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができるとされている情報」、「イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した情報」及び「ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」については同号本文に該当する場合であっても、開示しなければならないと規定している。

これは、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公にすることを目的としている情報及び許可、届出等に際し、作成又は取得した情報で開示することが公益上必要であると認められるものについては、開示することができることとしたものである。

上記(ア)で不開示としたこれらの情報は、何人でも閲覧できる情報ではなく、 公表を目的として作成し、若しくは取得した情報又は開示することが公益上必要 であると認められる情報にも該当しないため、同号ただし書のいずれにも該当し ないものと認められる。

- ウ 「定款」に記載のある出資口(株)数及び「主たる株主の氏名又は名称及びその 持ち株数」に記載のある所有株数について
 - (ア)「定款」に記載のある氏名が開示されている社員の出資口(株)数については、 開示すると特定の個人の財産状況が識別されるため、旧条例第8条第2号本文に 該当する個人情報であり、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められる。
 - 一方、「定款」に記載のある氏名が不開示となっている社員の出資口(株)数及び「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有株数については、実施機関は、旧条例第8条第2号該当を理由に不開示としたが、開示しても特定の個人が識別され、又は識別され得る情報ではないため、個人情報に該当するものとは認められない。
- (イ) しかし、「定款」に記載のある氏名が不開示となっている社員の出資口(株) 数及び「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有株数(総 数は除く。)については、法人等の事業を行う上での内部管理に関する情報であ って、開示することにより当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害する と認められ、旧条例第8条第3号の事業活動情報に該当し、同号ただし書のいず れにも該当しないものと認められるため、不開示が妥当と判断する。

(ウ) なお、「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有株数 の総数は、法人等の内部管理に関する情報であるが、商業登記簿の登記事項とされており、何人も知り得る情報であることから、開示しても当該法人等の競争上 の地位その他正当な利益を害すると認められず、同号の不開示情報に該当しないと認められる。

そのため、「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有 株数の総数は、開示すべきであると判断する。

エ 事業活動情報について

旧条例第8条第3号本文は、「法人(国及び地方公共団体を除く。) その他の団体(以下「法人等」という。) に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場合を除いて、開示しないことができると規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、 開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害することになるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書において、不開示とした①「法第3条第1項の規定に基づく届出書類」のうち、「届出書」に記載のある届出者(法人等)の印影並びに「添付資料」に記載のある各小売業者の売上高及び年間販売額予定並びに②「法第5条第1項の規定に基づく届出書類」のうち、「届出書」に記載のある届出者(法人等)の印影及び年間販売額予定並びに「添付資料」に記載のある各小売業者の売上高については、法人等の内部管理情報として取り扱われており、同号前段に該当することは明らかである。

同号後段の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは「法人等の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報や経営方針,経理,労務管理等事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって,開示することにより,当該法人等の事業活動や事業運営が損なわれるもの。その他開示することにより,法人等の名誉,社会的評価,社会活動の自由等が損なわれると認められるもの」をいう。

実施機関が不開示としたこれらの情報を開示することとすれば、法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることとなり、法人等の正当な意思、期待に反するというべきであるから、正当な利益を害し、同号後段に該当すると認められる。

また、実施機関が不開示としたこれらの情報が、同号ただし書のいずれにも該当 しないことは明らかである。

オ その他の主張

異議申立人は,異議申立ての理由として,○○町商店街協同組合運営の基本的権利,義務を証明するため等と主張しているが,これは開示請求制度とは別の問題であることから,当審査会では判断しない。

以上のことから、本件対象公文書のうち不開示とした部分(「主たる株主の氏名又は名称及びその持ち株数」に記載のある所有株数の総数の部分を除く。)は、旧条例第8条第2号及び第3号に該当し、開示しないことができるものであり、その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく、実施機関の決定は妥当であるので、「1 審査会の結論」のとおり判断する。